

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正前（平成二十九年十二月十一日公表の改正後のもの（未施行））	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ニ、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>（１）～（５）（略）</p> <p>（６）四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第 6 条及び第 9 条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示告示第 6 条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、<u>第 1 項第 9 号から第 11 号まで、第 2 項並びに第 3 項第 9 号から第 11 号まで及び第 13 号から第 16 号までに掲げる事項又は第 9 条第 1 項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第 9 号から第 11 号まで及び第 13 号から第 16 号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第 24 条</u></p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ニ、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>（１）～（５）（略）</p> <p>（６）四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第 6 条及び第 9 条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示告示第 6 条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、<u>第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号、第 2 項並びに第 3 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 11 号までに掲げる事項又は第 9 条第 1 項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 11 号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法</u></p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正前（平成二十九年十二月十一日公表の改正後のもの（未施行））	改 正 案
<p>第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく有価証券報告書、同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定に基づく四半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</p> <p>開示告示第 6 条及び第 9 条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第 8 号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② 開示告示第 6 条第 1 項第 11 号又は第 9 条第 1 項第 11 号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、<u>第 6 条第 1 項第 10 号又は第 9 条第 1 項第 10 号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p> <p>③ （略）</p> <p>(7) （略）</p>	<p>第 24 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく有価証券報告書、同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定に基づく四半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 1 項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</p> <p>開示告示第 6 条及び第 9 条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第 8 号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② 開示告示第 6 条第 1 項第 4 号又は第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、<u>第 6 条第 1 項第 3 号又は第 9 条第 1 項第 3 号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p> <p>③ （略）</p> <p>(7) （略）</p>